

2016年10月12日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

東京都生活協同組合連合会
会長理事 伊野瀬 十三

要介護1・2認定を受けた方への給付見直しに慎重な対応を求めます

政府は、経済財政諮問会議でまとめた「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針2015）」の中で歳出抑制策として、『次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改革の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う』ことを提示し、現在、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会で論議がすすめられています。

私たちは現在すすめられている見直し論議には、幾つかの問題点があると考えます。日本の高齢社会が急速に進行する中で今後の介護保険制度のあり方の検討は必要ですが、今回は財政負担削減の議論が先行しており、要介護1・2の認定を受ける皆さんを一概に「軽度者」と見なして議論が進められていることに疑念を抱いています。要介護1・2の皆さんは、介護の必要があってその認定を受けて制度を利用しています。今回の制度改定論議には介護保険を受けて生活するご本人と家族の声や生活実態が反映されているとは言えず、ましてや大きな影響を被る当事者の皆さんが、こうした給付削減案すら十分に知らされていないのが現状です。

仮に、要介護1・2の方への給付削減が実施された場合、日常生活を支える生活援助サービスや福祉用具等を活用して在宅での自立をめざす皆さんとその家族の生活が深刻な状況に陥ることは明らかです。要介護1・2の皆さんの介護度がさらに進行し、そのご家族の介護に要する負担が膨らむことで介護離職がすすむなど社会全体に及ぼす影響も少なくありません。加えて2015年度より、「要支援」対象者について、国の事業から各自治体が行う新地域支援事業へと移管されましたが、各自治体での取り組みには未だにバラつきがあり、その検証も進んでいません。こうした状況のもと、地域包括ケアシステムの仕組みも十分整備されていない中で、安易に地域支援事業への移行は行うべきではありません。

2000年に導入された介護保険制度は、超高齢社会が急速にすすむ日本において、高齢者の介護を本人やその家族だけに負わせるのではなく、社会全体で支えあう基本理念のもとで導入されました。拙速な議論は介護保険制度の根幹を変容させることにも繋がりがかねません。私たちは多くの国民の理解と納得の得られる議論には達していないと考えており、要介護1・2の認定を受けた方への給付見直しを行うことに反対します。介護保険サービスの見直しを検討するにあたり、上記のような趣旨を十分に考慮して、急速な高齢社会がすすむ環境のもと、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるよう国民的な議論を積み重ねていくよう強く求めるものです。

以上